

事務連絡

平成27年3月25日

各都道府県薬務衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の6の2第1項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品」の改正について

今般、危険ドラッグの販売店舗に対し立入検査を実施し、店舗で発見された指定薬物等である疑いがある物品のうち、その生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品（以下「告示禁止物品」という。）について、平成27年3月25日に14物品を告示^{*1}し、厚生労働省HP^{*2}でも公表いたしました。これにより、何人も、告示禁止物品と名称、形状、包装からみて同一のものと認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することが禁止されることとなります。

つきましては、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

なお、「危険ドラッグを販売等する店舗等に係る処分基準について」（平成26年12月10日付け薬食発1210第5号厚生労働省医薬食品局長通知）において、告示禁止物品を発見した際には、原則として優先的に検査命令・販売等停止命令による取締りを行うべき旨を各地方厚生局長宛てに通知しておりますが、検査命令を実施することが困難である事情がある場合には、第76条の7の2第2項の中止命令の実施を検討いただくよう、お願いいたします。

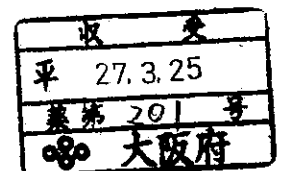
(※1)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件（平成27年厚生労働省告示第131号）

(※2)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoyu/iyakuhin/yakubutura_nyou/index.html

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoyu/iyakuhin/yakubutura_nyou/oshirase/20141226-3.html



第一条中第七十三号を第八十号とし、第五十一号から第七十二号までを七号ずつ繰り下げ、第五十号を第五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。
 五十七 五—クロロ—エチル—N—(四—)ピペリジニ—イル) フェネチル—H—イ
 ンドール—ニ—カルボキサミド及びその塩類
 第一条中第四十九号を第五十五号とし、第四十五号から第四十八号までを六号ずつ繰り下げ、第四十四号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。
 五十一—(四—エトキシ—三—五—ジメトキシフェニル) プロパニ—ニ—アミン及びその塩類
 第一条中第四十三号を第四十八号とし、第四十二号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。
 四十七 N—エチル—四—ヒドロキシ—N—メチルトリプタミン及びその塩類
 第一条中第四十一号を第四十五号とし、第四十号を第四十四号とし、第三十九号を第四十三号とし、第三十八号を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。
 四十二—ニ—エチル—アミノ—(四—)メチルフェニル) ヘキサ—ニ—オン及びその塩類
 第一条中第三十七号を第四十号とし、第二十九号から第三十六号までを三号ずつ繰り下げ、第二十八号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。
 三十一—ニ—(四—アリアルオキシ—三—五—ジメトキシフェニル) エタン—アミン及びその塩類
 第一条中第二十七号を第二十九号とし、第二十三号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第二十二号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。
 二十四—ニ—アミノ—(四—)プロモ—ニ—五—ジメトキシフェニル) エタノ—ン及びその塩類
 第一条中第二十一号を第二十二号とし、第七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。
 七—四—アセトキシ—N—イソプロピル—N—メチルトリプタミン及びその塩類
 第二条第五号の表中亜硝酸ブチル及びこれを含有する物の項の次に次のように加える。

ニ—アミノ—(四—)プロモ—ニ—五—ジメトキシフェニル) エタノ—ン、その塩類及びこれらに含有する物
 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
 第二条第五号の表中ニ—(二—五—ジメトキシフェニル) エタン—アミン、その塩類及びこれらを含む有する物の項の次に次のように加える。
 二—(二—五—ジメトキシ—四—)プロピルフェニル) エタン—アミン、その塩類及びこれらを含む有する物
 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則

示

○厚生労働省告示第百三十一号
 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第七十六条の六の二第三項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第二百四十九条の六の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品(平成二十六年厚生労働省告示第百九号)の一部を次のように改正する。
 平成二十七年三月二十五日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

明治二十五年三月三十一日
 第三種郵便物認可

第一項の表に次のように加える。

七十二	C. C. Gaimon	液体
七十三	C. C. Pheromon	液体
七十四	D—AROMA	液体
七十五	EROSS 罰	液体
七十六	Inspire Desteny	植物片
七十七	METAL GOLD	植物片
七十八	METAL SILVER	植物片
七十九	Sexual Feeling Aroma	液体
八十	SPARK AQUA	液体
八十一	SUPER moon COOL CHARGE	粉末
八十二	SUPER moon POWDER (販売名がスーパームーンであるものを含む)	粉末
八十三	TWINKLE PINK	液体
八十四	極上エロス	液体
八十五	サウンドジョーカー (販売名がサウンドジョーカーレッドであるものを含む)	液体

2 第二項を次のように改正する。
 (物品の包装)
 前項の表に掲げる物品の包装は、それぞれ、次のとおりとする。
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局監視指導、麻薬対策課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページにより公表する。)

発行所 一〇五—八四四五
 東京都港区虎ノ門二丁目
 独立行政法人国立印刷局
 電話 03 (3587) 4294
 定 価 一 月 一 冊 一 千 四 百 円 (本体一、五〇〇円)
 本 号 一 冊 一 千 四 百 円 (本体一、五〇〇円)
 郵 送 料 一 冊 一 百 円 (送料別)